

アフリカ知的財産機関と商標

——OAPIについて知る——

森 智 香 子*

抄 録 アフリカ地域の知的財産権に関する代表的な国際機関は2つあります。1つは今回取り上げるアフリカ知的財産機関（OAPI）、もう1つは次回取り上げるアフリカ広域知的財産機関（ARIPO）です。本稿では、OAPIへの出願による商標権の取得・保護の概要を、特に商標出願から権利化までの流れや権利の維持に重点をおきながら解説します。

目 次

1. アフリカ諸国における知的財産制度
2. OAPI概要
 2. 1 OAPI
 2. 2 加盟国
3. 国際条約
4. 商標登録
 4. 1 保護対象となる商標
 4. 2 基本原則
 4. 3 出願, 拒絶, 異議等
5. 権利の維持及び管理
6. 無 効
7. 権利行使
8. おわりに

1. アフリカ諸国における知的財産制度

アフリカ諸国に知的財産制度はあるのか？特許庁はあるのか？そう思われている方もいらっしゃるかもしれません。

アフリカ諸国で知的財産制度を完備している国（一例として南アフリカ）はありますが、多いとは言えない状況で、また制度としては存在していても実際には機能していないケースもあります。特許庁の存在についても同様で、設置している国もそうでない国もあり、また他の機関が特許庁の役割を兼任しているようなケース

もあります。

知的財産制度が完備されている一部の国を除き、アフリカ諸国での権利取得の有効な方法としては、広域商標出願を可能とする条約の活用があります。

アフリカ地域の知的財産に関する広域条約で代表的なものとしては2つあり、本稿では制度がより発展・充実しているOAPIについて紹介します。なお、制度がより発展・充実しているといっても、先進国なみの制度が完備されているわけではなく、特に権利行使や権利保護の運用については情報が少なく、これから整備されるであろうという部分も多い状況です。

2. OAPI概要

2. 1 OAPI

OAPI（「オアピ」と発音）は、その正式名称を Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle と言います。

日本語訳はアフリカ知的財産機関で、機関を指す語ですが、広域商標出願の制度自体を

* 平成23年度日本弁理士会意匠委員会・著作権委員会委員 Chikako MORI

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

OAPIと呼ぶことも多いです。

OAPIは、1977年に中央アフリカのバンギで行われた会議で設立された機関で、この会議で締結された協定をバンギ協定¹⁾といいます。なお、OAMPIという言葉が聞かれたことがある方もいらっしゃるかもしれませんが、OAMPIはOAPIの前身です。

本稿では、OAPIの商標に関する事項のみをとりあげますが、バンギ協定の保護対象には、特許、実用新案、意匠、商号、地理的表示、半導体集積回路配置、新植物品種、文芸及び美術作品が含まれます。

2.2 加盟国

本稿執筆時点において（2011年6月12日。以下同じ）、加盟国（OAPIに商標出願、登録をし、カバーできる国々）は、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ共和国、コートジボワール、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、赤道ギニア、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、チャドとトーゴの16カ国です。図1のとおり、西アフリカの多くの国と中部アフリカの一部の国をカバーしています。アフリカには、54カ国（外務省は西サハラの亡命政府を認めていないため、53カ国）がありますが、国数で見ると、3割弱のアフリカの国々をOAPIでの出願・登録でカバーすることができます²⁾。

次回紹介する英語圏をカバーするARIPOに対し、フランス語圏をカバーするOAPIと紹介されることが多いですが、厳密には上記加盟国中、ギニアビサウはポルトガル語圏で、加盟国は多言語の国家が多いです。

上記加盟国は、産業、文化、気候など様々ですが、そのような多様性に富んだ国々をカバーするOAPIの最大の特徴は、一言でいうと「中央集中」（権利の一本化）です。

出願の際に加盟国の指定といった手続きは一

切なく、各国毎に標章や指定商品・役務を変更するといったことも認められていません。

また、登録後の名義人の名称や住所の変更といった事項も、OAPIに対して行います。

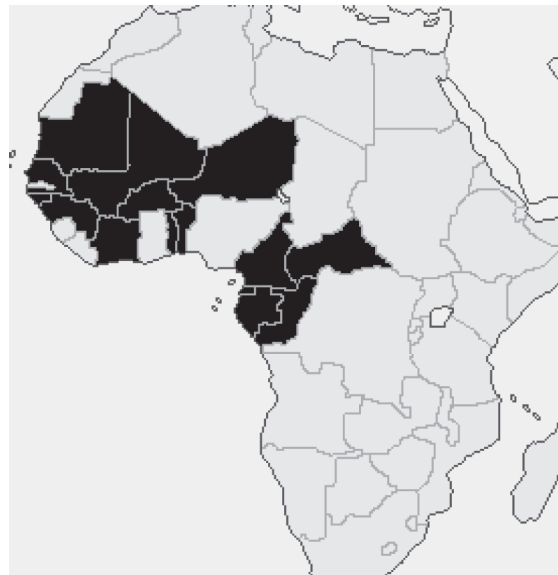


図1 OAPI加盟国

3. 国際条約

OAPI加盟国はいずれもパリ条約に加盟しています。出願に関する事項は後述しますが、パリ条約上の優先権主張をして、OAPIに広域商標出願をすることも可能です。

ところで、OAPIのマドリッドプロトコル（通称「マドプロ」）への加盟を求める声は一部にあるものの、OAPIは同条約には加盟していません。したがって、OAPIを指定したマドリッドプロトコルによる出願というのは認められていません。

なお、本稿執筆時点において、表1に示すとおり、OAPI加盟国は、いずれもマドリッドプロトコルに加盟していない状況です。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

表1 パリ条約・マドリッドプロトコル・ニース協定加盟状況³⁾

	パリ条約	マドリッドプロ	ニース協定
ベナン	○	×	○
ブルキナファソ	○	×	×
カメルーン	○	×	×
中央アフリカ	○	×	×
コンゴ共和国	○	×	×
コートジボワール	○	×	×
ガボン	○	×	×
ギニア	○	×	○
ギニアビサウ	○	×	×
赤道ギニア	○	×	×
マリ	○	×	×
モーリタニア	○	×	×
ニジェール	○	×	×
セネガル	○	×	×
チャド	○	×	×
トーゴ	○	×	×

OAPIは、ニース協定に加盟していないものの、ニース国際分類を公式に採用しています。なお、OAPI加盟国中で、ニース協定に加盟しているのは、2カ国にとどまります（前掲表1参照）。

4. 商標登録

4.1 保護対象となる商標

保護対象となり得るのは、文字、図形、記号およびこれらの要素の組合せです。視覚的に認識するものに限られています（バンギ協定2条）。立体商標は保護される可能性があるといわれていますが、音やにおいについては保護対象としないこととなっています。

なお、通常の商標（商品商標とサービス商標）以外に、団体商標の保護制度があります（バンギ協定31条）。

4.2 基本原則

(1) 登録主義

商標権は、登録により発生します。存続期間は10年で、出願日から起算されます。

(2) 審査主義

出願が受理されると、方式審査が行われます。方式要件を具備していると判断されると、続いて登録要件について、実体審査が行われます。絶対的登録要件（自他商品等識別力等）だけでなく、すべての登録要件について審査されます。

なお、審査に必要なデータベースの完備等が十分とは言えない状況で、先行商標の有無の審査も範囲は限定されているとされています。

(3) 先願主義

原則として、先願主義が採用されています（バンギ協定7条）。商標登録を希望する場合には、早期出願が望ましいと言えます。

4.3 出願、拒絶、異議等

(1) 事前調査

他人の先行商標がないか予め調査しておくかどうかは、出願人の判断となります。調査をする場合には、日本の代理人を通じてOAPI諸国の代理人に依頼するか、直接現地の代理人に依頼するかのいずれかとなります。しかし、十分な調査を事前に行うことは、現状においては困難な状況です。

(2) 出願

出願をする場合、OAPI長官宛に①願書、②商標見本、③委任状（代理人による場合）を提出します。委任状は、署名のみで、公証・認証は不要です。

③に関連し、OAPI加盟国以外の者が出願する場合、代理人による手続が必要となります。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

アフリカ諸国の現地代理人情報が少ないのですが、海外からの案件を積極的に受けている現地事務所も存在します。

なお、OAPIの本部は、カメルーンの首都であるヤウンデにあり、書類等の提出は本部に対して行います。

基本的には、出願書類はフランス語で記載する必要があります（図2参照）、出願時には所定の費用をOAPIに納付する必要があります。

本稿執筆時点において、作成途中のページも多いですが、OAPIは公式ウェブサイトがあり（<http://www.OAPI.int/>）、様式等もウェブサイト上で公開しています。

ORGANISATION AFRICAINE DE LA PROPRIETE INTELLECTUELLE (O.A.P.I.)		AFRICAN INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION (O.A.P.I.)	
DEMANDE DE RENOUELEMENT D'UN ENREGISTREMENT DE MARQUE M302			
Cadre réservé à l'OAPI			
Le (s) soussigné (e) dépose la présente demande conformément à l'annexe III de l'Accord de Bangui			
Cadre réservé à l'Administration Nationale		N° d'enregistrement du renouvellement	
Date de la demande	Date de réception	N° de la demande	
N° de la demande	Visa	Visa	
IN° et date de dépôt	N° et date d'enregistrement	N° d'enregistrement suite à une session partielle	
II Titulaire(s) <input type="checkbox"/> Personne(s) physique(s) <input type="checkbox"/> Personne(s) morale(s)			
Dénomination(s) sociale(s) / Nom(s) et prénom(s)			
Adresse(s)		Nationalité	
Tel:	Fax:	e-mail	
III Mandataire(s)			
Dénomination sociale/Nom(s) et prénom(s)			
Adresse		Tel: Fax: e-mail	
IV Classe(s) à renouveler			
V Signature du déposant ou du mandataire, le cas échéant			
Nom et qualité du signataire			
Fait à le			
Signature et cachet			

図2 商標出願書類（見本）⁴⁾

公開されている様式は、フランス語ですが、英語で出願することも可能となっています。

願書には指定商品・指定役務を記載する必要がありますが、多区分出願は3区分までしか認められていません。4区分以上の区分について

出願を希望する場合には、複数の出願をする必要があります。また、商品と役務とを1つの出願で行うことは認められておらず（別出願が必要）、多区分制度といっても制約がある点に留意が必要です。

(3) 拒絶

審査官は、実体審査を行い、登録要件を具備していないと判断する場合、拒絶する旨の通知を行います（バンギ協定12条）。当該通知をせずに、拒絶の査定をしてはいけないうこととなっています。

拒絶理由通知を受けた場合には、意見書・補正書の提出が可能です。

商標出願に対する代表的な拒絶理由としては、以下のものがあります。

① 一般名称からなる商標

例えば、商品「りんご」について、フランス語でりんごを指す「POMME」を登録することはできません。

② 先行商標と抵触する商標

実際にどの範囲まで、先行商標の有無の審査が調査されているか、明らかではありません。

③ 公序良俗に反する商標

例えば、「アヘン」を意味する英語「OPIUM」の語は登録することができません。

なお、公序良俗に反するような語を一部に含む場合にも保護されません。

④ 地理的表示や商品・役務の特徴を単に表す商標

例えば、薬用植物から作った商品について薬効を標章としても保護されません。

⑤ 国旗の色や赤十字の紋章を表す商標

国旗の色や赤十字の紋章も保護されません。

なお、バンギ条約上、拒絶理由を有しない国について各国への国内出願への切り替えが認められる制度にはなっていません。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

(4) 拒絶不服審判

出願人は、拒絶という判断に不服がある場合には審判委員会に対し審判請求を行い、審判において反論等を行うことができます（バンギ協定14条）。

審判請求期限は、拒絶査定のお知らせから30日以内に限られます（バンギ協定14条）。

審判の結論に対して不服がある場合、訴訟を提起することも制度上は可能なようですが、実際にはその辺りの制度整備はこれから本格的に進められるようです（現時点では、審判での結論が事実上、最終的な結論になるといわれています）。

(5) 登録

登録要件を具備していると判断されると、登録されます。審査期間ですが、最低でも登録までに1年程度かかることが多いようです。

登録されると登録証が発行され、登録された内容は登録簿に記録されます（バンギ協定17条）。

(6) 異議申立

登録要件を具備しているとOAPIで判断された場合には公告されます（付与後異議申立制度を採用）。公告から6ヶ月間、何人も異議申立書を提出することにより異議を申し立てることが可能です（バンギ協定15条）。

5. 権利の維持及び管理

(1) 更新

存続期間は、出願日から10年で、更新により10年毎、権利を維持することが可能です（バンギ協定16条）。

更新をする場合、存続期間満了1年前から満了日まで更新の申請をする必要があります。上記期間内に申請することができないときは、6ヶ月の期間内（グレースピリオド）に追加料

金を支払うことにより更新申請をすることが可能です。

なお、現在、更新の際に使用の証明は要求されません。

(2) 不使用商標の取り扱い

登録商標をいずれの加盟国においても取消が請求される5年間前から継続して不使用の場合、何人も登録取消の請求をすることが可能です。加盟国のいずれかにおいて使用を立証した場合には登録は取り消されません。使用の証明は商標権者側で行う必要があります。指定商品・指定役務との関係での使用が求められます。

色彩の限定をしていない場合に色彩を変更するなど、微細な変更は登録商標の使用と認められますが、商標を変更し、保護を希望する場合には基本的に再出願が必要です（バンギ協定19条参照）。

(3) 譲渡（移転）

原則として、自由に商標権を他人に譲渡することは可能です。また、指定商品・役務中、一部の商品・役務のみを譲渡することも可能です（バンギ協定25条）。

(4) ライセンス許諾

商標権について、ライセンス許諾を行うことが可能です。ライセンスの期間は商標権の存続期間を超えることができません。

譲渡の場合と同様に一部の指定商品・役務のみライセンスを許諾することも制度上認められているようです（バンギ協定28条）。

6. 無効

商標権の無効を求めることが協定上は認められています。裁判所における手続きになります。

7. 権利行使

(1) 商標権侵害

登録商標に係る指定商品・指定役務と同一または類似の商品・役務について、登録商標と同一または類似の商標を出所混同が生じるような方法で使用した場合、商標権侵害を構成します。

(2) 商標権侵害に対する救済

商標権侵害に対しては、民事上の救済と刑事罰の適用が制度として存在します（バンギ協定37条等）。

先に述べたとおり、先行商標の有無の調査の範囲は限られており、商標権侵害を主張した場合に、主張をした相手方も商標権を有しているというケースもあるようです（過誤による二重登録）。その為、商標権侵害を主張するにあたって、OAPIに相手方の権利の有無について確認するというのが通常の実務として行われているようです。

8. おわりに

本稿の前半では、OAPIの概要や加盟国について、本稿の後半では、具体的な制度や手続について、商標出願から登録までに重点をおいて解説しました。

2010年10月に実施された世界各国・各地域に対する日本国民の親近感調査で、アフリカに親しみを感じるとこたえた人の割合が29%（親しみを感じないとこたえた人は62%）というデータもあり⁵⁾、全体としてはアフリカへの関心は

まだまだ希薄なようです。一方で、アフリカがメディアで取り上げられる回数も増え、アフリカ諸国への関心を示す企業も増えているようにも感じられます。

アフリカ諸国は冒頭で述べたとおり、専門的な人材確保の困難性、政情不安など様々な理由から、知的財産制度の不存在、整備・運用開始の遅れなどが多くの国において見られる状況です。このような状況において、加盟16カ国の広大な領域を一つの手続きでカバーできるOAPIは魅力的な制度であり、権利行使や権利保護の運用など、更なる展開に期待したいです。

参考文献

- 1) バンギ協定の正式名称は「Accord de Bangui relatif à la création d'une Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle, constituant revision de l'Accord relatif à la création d'un Office Africain et Malgache de la Propriété Industrielle」。原文は、OAPIの公式ウェブサイトから入手可能です。<http://www.oapi.int/index.php/en/aipo/cadre-juridique/accord-de-bangui>（参照日：2011年8月24日）
- 2) OAPIの加盟国の多くを占める西アフリカは、アフリカの中で人口密度の高い地域でもあります。
- 3) WIPOのウェブサイト参照。<http://www.wipo.int/portal/index.html.en>（参照日：2011年6月12日）
- 4) OAPIのウェブサイト参照。<http://www.oapi.int/>（参照日：2011年8月24日）
- 5) 内閣府の外交に関する世論調査のウェブサイト参照。<http://www8.cao.go.jp/survey/index-gai.html>（参照日：2011年8月24日）

（原稿受領日 2011年6月23日）